静岡県公安委員会告示第22号

指定講習機関として指定した株式会社東名自動車学校から、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10及び指定講習機関に関する規則（平成２年国家公安委員会規則第１号）第14条第１項の規定により特定講習の全部を休止する旨の申請を受け、これを許可したので、同規則第14条第２項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成30年３月16日

静岡県公安委員会委員長　　生座本　磯　美

１　休止しようとする特定講習の種別

初心運転者講習

２　休止しようとする期間

平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間